

京都市景観計画 変更案

第1章 全体計画

第1 基本方針

1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進（変更なし）

2 市民等の自発的な活動や協働による良好な景観形成の推進

景観は、都市の様々な営みの「現れ」であり、市民をはじめとするあらゆる主体が参加・協力・協働しなければ、優れた景観を形成することはできない。そして、景観の本質は地域のコミュニティのあり方と深く結びついており、住民によってまちが大切にされ、様々なまちづくりの取組が行われていることが、気配や雰囲気、佇まいの良さを含む京都の景観の魅力を支えている。

京都の地域コミュニティは、住民自治の歴史を引き継ぐ町内会や自治連合会が中心となって、防災や福祉、景観などの様々なテーマのまちづくりが取り組まれてきており、こうした地域コミュニティをはじめとする様々な主体のまちづくり活動が、地域の景観の魅力を支えている。さらに、「地域景観づくり協議会制度」を活用し、地域と建築主等が新たな建築計画等に関して事前に意見交換を行いながら、景観づくりに取り組まれている地域も多くある。

京都がこれからも魅力的なまちであり続けるためには、地域ごとに将来像やまちづくりの方針等をビジョンとしてまとめ、共有し、ビジョンの実現に向けた取組を推進していくことが重要である。

そのため、京都市は、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと密接な連携を図るとともに、景観法に基づく景観整備機構の制度を積極的に活用し、市民をはじめ、地域やNPO、企業、大学等の多様な主体による自発的・主体的な活動や協働による良好な景観形成の推進を支援する。

そのため、京都市は、市民、事業者の自発的・主体的な取組と協働を促進し、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと密接な連携を図るとともに、景観法に基づく景観整備機構の制度を積極的に活用する。

3 総合的な景観形成の推進

京都市は「世界文化自由都市宣言」において、「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を都市理念とし、「京都市基本構想」では「保全・再生・創造のまちづくり」、「信頼が基礎にある社会の構築」等をまちづくりの大きな目標としている。また、魅力や活力ある持続可能な都市を目指す「京都市持続可能な都市構築プラン」や、あらゆる危機にシなやかに対応する「京都市レジリエンス戦略」等を大きなまちづくりの方針に定めている。

こうした大きなまちづくりの方針に基づく様々な取組の成果は、都市の景観として現れるものであり、様々な取組の実現を支援するとともに、全体としての都市景観をデ

ザインしていく視点が重要である。

その際、京都を一つの大きな都市として見るのではなく、小さなまちの集合体として捉え、町内会や自治連合会などのヒューマンスケールの地域が階層的に重なっている「モザイク都市」として理解する必要がある。

個性豊かな地域がネットワーク化し、全体としてより魅力的な都市へと発展していくため、京都市は、景観に影響を及ぼす背景となる社会経済情勢の動向を踏まえ、文化、住宅、産業、観光、交通、教育、福祉等の各種政策の連携を図り、総合的な景観形成の取組を行う。

4 進化する景観政策（変更なし）

第2 京都の景観政策

- 1 京都の景観の特性
 - 2 京都市のこれまでの取組
 - 3 時を超え光り輝く京都の景観づくり（新景観政策）
 - 4 景観政策の進化（平成23年4月）
 - 5 社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全（平成30年4月）
 - 6 新景観政策の更なる進化（令和元年12月）
 - 7 新景観政策の更なる進化 ～景観づくりのプロセスの進化～（令和2年 月）
- } 変更なし

市民一人ひとりが京都の自然や文化を大切にしながら、生き活きと暮らし、働き、活動している姿がなにより大切であるとの認識のもと、持続可能なまちづくりを推進するため、新景観政策の基本的な枠組みは維持しつつ、以下の方針に基づき景観政策の更なる進化を図る。

(1) 地域ごとのビジョンを共に創り実現していく、景観づくりのプロセスの進化

京都を小さなまちの集合体として捉え、地域ごとに将来像やまちづくりの方針等をビジョンとしてまとめ、共有し、ビジョンの実現に向けた取組を推進していくまちづくりのプロセスを、景観政策としても支援する。

(2) 都市計画と連動した、持続可能な都市の構築

市民一人ひとりが京都の自然や文化を大切にしながら、生き活きと暮らし、働き、活動している姿がなにより大切であるとの認識のもと、持続可能なまちづくりを推進するため、これまで以上に都市計画と連動するかたちで景観政策を展開する。

(3) 地域ごとのビジョンに応じた優れた計画の誘導

これまでの京都の景観政策の中で培ってきた京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえで、地域ごとのビジョンに応じたまちづくりの推進に活用できるよう、建築物の高さやデザインの特例制度の規定を整備する。

第3以降（変更なし）